

～感染症予防対策における遠隔による意思疎通支援者派遣 利用の流れ～

☆手話通訳が必要な場合

月～金(8:30～17:15)については**障害者支援課**へ連絡してください。

スカイプで連絡 FAX 073-431-2840 電話 073-435-1060

土(9:00～17:45)は**和歌山県聴覚障害者情報センター**へ連絡してください。

テレビ電話で連絡 FAX 073-421-6411 電話 073-421-6311

- ① 発熱・咳等の症状があり受診希望の旨、スカイプ・FAX等で連絡
- ② 通訳者から医療機関等に連絡
- ③ 市役所へ申請書を送付
- ④ (スマホ等お持ちでない場合は貸出用タブレットを自宅または医療機関へ届けます)
- ⑤ 受診の際、市役所にいる手話通訳者がスカイプで対応します。
(土曜日は和歌山県聴覚障害者情報センターの手話通訳者が対応します)

※令和2年6月より日曜日の情報センターでの対応は中止となりました

☆要約筆記が必要な場合

月～金(9:00～17:45)**和歌山県聴覚障害者情報センター**へ連絡してください。

テレビ電話で連絡 FAX 073-421-6411 電話 073-421-6311

- ① 発熱・咳等の症状があり受診希望の旨、テレビ電話・FAX等で連絡
- ② 要約筆記者から医療機関等に連絡
- ③ 市役所へ申請書を送付
- ④ (スマホ等お持ちでない場合は貸出用タブレットを自宅または医療機関へ届けます)
- ⑤ 受診の際、和歌山県聴覚障害者情報センターの要約筆記者がテレビ電話で対応します。

※令和2年6月より土日の情報センターでの対応が中止となりました